

# 都市再生整備計画 事後評価方法書

## 北習志野駅周辺地区

平成23年7月

千葉県船橋市

<b>(1) 成果の評価</b>		
1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況		
<b>指標 1 :</b>	<b>交通事故件数</b>	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の基準時点	交通事故件数公表時 (平成 18 年 3 月末時点)	
②実施主体	都市計画部都市総務課 (都市再生整備計画事業主管課)	
③計測手法	船橋東警察署に平成 18 年 4 月 18 日に聞き取り調査した、都市計画道路 3・4・25 (L=約 902m) における平成 13~17 年度の交通事故発生件数 (車と歩行者、車と自転車、自転車と歩行者) の年平均値を算出した。	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成 23 年 6 月	
⑤実施主体	都市計画部都市総務課	
⑥データの計測手法	事業評価のスケジュール上、計測時点で評価基準日【平成 24 年 3 月 31 日】のデータ入手は不可能であることから、評価値は見込み値での取り扱いとする。 船橋東警察署に平成 22 年度の都市計画道路 3・4・25 (L=約 902m) における交通事故発生件数の聞き取り調査を行う。	
⑦評価値の求め方	平成 22 年度までの実績値により都市計画道路 3・4・25 (L=約 902m) における交通事故発生件数を推計し、評価基準日【平成 24 年 3 月 31 日】における評価値 (見込みの値) とする。	
⑧確定/見込みの別		確定
	●	見込み
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	●	あり
		なし
⑩計測時期	平成 26 年 6 月	
⑪実施主体	都市計画部都市総務課	
⑫計測手法	船橋東警察署に平成 25 年度の都市計画道路 3・4・25 (L=約 902m) における交通事故発生件数の聞き取り調査を行い、その値を持って確定値とする。	

<b>指標 2 :</b>	<b>3 駅乗客数</b>	
<b>A : 事前評価時の『従前値』の求め方</b>		
①従前値の基準時点	「船橋市統計書」における「市内鉄道駅別 1 日平均乗車人員」集計時（平成 17 年 3 月 31 日時点）	
②実施主体	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）	
③計測手法	船橋市が平成 17 年に公表した「船橋市統計書」に基づき、平成 16 年度の北習志野駅・船橋日大前駅・高根公団駅の 1 日平均乗車人員の合計を算出した。	
<b>B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方</b>		
④計測時期	平成 23 年 7 月	
⑤実施主体	都市計画部都市総務課	
⑥データの計測手法	事業評価のスケジュール上、計測時点で評価基準日【平成 24 年 3 月 31 日】のデータ入手は不可能であることから、評価値は見込み値での取り扱いとする。 新京成電鉄及び東葉高速鉄道に平成 22 年度の北習志野駅・船橋日大前駅・高根公団駅の旅客輸送実績の聞き取り調査を行う。	
⑦評価値の求め方	平成 22 年度までの実績値により平成 23 年度の北習志野駅・船橋日大前駅・高根公団駅 1 日平均乗車人員を推計し、評価基準日【平成 24 年 3 月 31 日】における評価値（見込みの値）とする。	
⑧確定／見込みの別	<input type="checkbox"/>	確定
	<input checked="" type="checkbox"/>	見込み
<b>C : フォローアップ時の『確定値』の求め方</b>		
⑨フォローアップの必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	あり
	<input type="checkbox"/>	なし
⑩計測時期	平成 26 年 7 月	
⑪実施主体	都市計画部都市総務課	
⑫計測手法	新京成電鉄及び東葉高速鉄道に平成 25 年度の北習志野駅・船橋日大前駅・高根公団駅の旅客輸送実績の聞き取り調査を行い、その値を持って確定値とする。	

<b>指標 3 :</b>		<b>放置自転車台数</b>	
<b>A : 事前評価時の『従前値』の求め方</b>			
①従前値の基準時点	都市再生整備計画策定時（平成 19 年 3 月時点）		
②実施主体	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）		
③計測手法	船橋市が実施した、高根公団駅周辺における放置自転車調査結果に基づき、直近の過去 2 年（平成 16 年 4 月、平成 17 年 4 月）の平均値を算出した。		
<b>B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方</b>			
④計測時期	平成 23 年 6 月		
⑤実施主体	都市計画部都市総務課		
⑥データの計測手法	船橋市が実施した放置自転車調査結果に基づき、平成 22 年度の高根公団駅周辺の放置自転車台数を集計する。		
⑦評価値の求め方	事業評価のスケジュール上、計測時点で評価基準日【平成 24 年 3 月 31 日】のデータ入手は不可能であることから、評価値は見込み値での取り扱いとする。 平成 22 年度までの実績値により平成 23 年度の高根公団駅周辺の放置自転車台数を推計した値を評価基準日【平成 24 年 3 月 31 日】における評価値（見込みの値）とする。		
⑧確定／見込みの別		確 定	
	●	見 込 み	
<b>C : フォローアップ時の『確定値』の求め方</b>			
⑨フォローアップの必要性	●	あ り	
		な し	
⑩計測時期	平成 25 年 2 月		
⑪実施主体	都市計画部都市総務課		
⑫計測手法	船橋市が年 4 回実施する放置自転車調査結果に基づき、平成 24 年 4、7、10 月、平成 25 年 1 月の高根公団駅周辺の放置自転車台数の集計を行い、その平均値を持って確定値とする。		

<b>指標 4 :</b>		<b>船橋市坪井公民館来館者数</b>	
<b>A : 事前評価時の『従前値』の求め方</b>			
①従前値の基準時点	都市再生整備計画（第1回変更）策定時（平成20年11月時点）		
②実施主体	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）		
③計測手法	社会教育課が集計した地区内公民館（習志野台、松が丘、高根台）来館者数（平成15～19年度の平均値）と自治振興課が集計した地区内（習志野台、松が丘、豊富、坪井）コミュニティ人口（平成20年4月1日時点）から、一人当たり年間公民館利用回数を設定し、対象地区（坪井、豊富の一部）のコミュニティ人口と掛け合わせることで、地区に公民館があった場合の公民館利用者数を想定した。		
<b>B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方</b>			
④計測時期	平成23年7月		
⑤実施主体	都市計画部都市総務課		
⑥データの計測手法	事業評価のスケジュール上、計測時点で評価基準日【平成24年3月31日】のデータ入手は不可能であることから、評価値は見込み値での取り扱いとする。 社会教育課が集計した公民館の来館者数に基づき、坪井公民館の月別利用者数を集計する。		
⑦評価値の求め方	平成23年4月から6月までの坪井公民館来館者数の実測値に、これをベースに平成22年度の対象地区公民館利用者数から推計した平成23年7月～平成24年3月の来館者数を加えた値を評価基準日【平成24年3月31日】における評価値（見込みの値）とする。		
⑧確定／見込みの別		確定	
	●	見込み	
<b>C : フォローアップ時の『確定値』の求め方</b>			
⑨フォローアップの必要性	●	あり	
		なし	
⑩計測時期	平成25年6月		
⑪実施主体	都市計画部都市総務課		
⑫計測手法	社会教育課が集計した公民館の来館者数に基づき、坪井公民館の平成24年度利用者数を集計し、その値を持って確定値とする。		

## (2) 実施過程の評価

### 1) モニタリングの実施状況の確認

#### A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した  
 イ 都市再生整備計画に記載しなかった  
 ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

#### B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

数値目標の達成状況の確認及び今後の事業の改善点（都市再生整備計画の変更の必要性）の検討

#### C: 事後評価時の確認方法

- ①時 期 平成 23 年 7 月  
②確 認 先 都市計画部都市総務課  
③確認方法 モニタリングシートにより確認する。

### 2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

#### A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した  
 イ 都市再生整備計画に記載しなかった  
 ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

#### B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

都市計画道路 3・4・25 号線の整備に関する住民説明会を実施した。

#### C: 事後評価時の確認方法

- ①対 象 住民説明会の実施状況について確認する。  
②時 期 平成 23 年 7 月  
③確 認 先 街路課（都市計画道路 3・4・25 号線担当課）  
④確認方法 住民説明会の議事録で、住民参加プロセスの実行状況を確認する。

### 3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

#### A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した  
 イ 都市再生整備計画に記載しなかった  
 ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

#### B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

#### C: 事後評価時の確認方法

- ①対 象  
②時 期  
③確 認 先  
④確認方法

### (3) 効果発現要因の整理

①時 期	平成 23 年 9 月
②実施主体	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）
③検討体制	都市計画部都市総務課が主幹部署となり、事業に関わる部署（道路建設課、街路課、交通安全課、都市整備課、みどり管理課、みどり推進課、社会教育課、文化課）による庁内の横断的な組織を設置する予定である。実施回数は 1 回とする。

### (4) 今後のまちづくり方策の作成

①時 期	平成 23 年 9 月
②実施主体	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）
③検討体制	都市計画部都市総務課が主幹部署となり、事業に関わる部署（道路建設課、街路課、交通安全課、都市整備課、みどり管理課、みどり推進課、社会教育課、文化課）による庁内の横断的な組織を設置する予定である。実施回数は 1 回とする。

### (5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時 期	平成 23 年 11 月	平成 24 年 3 月
②実施主体	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）
③公表方法	広報課において市報への掲載により周知し、都市計画部都市総務課での閲覧、ホームページでの掲載により公表する予定である。公表期間は 2 週間とする。	広報課において市報への掲載により周知し、都市計画部都市総務課での閲覧、ホームページでの掲載により公表する予定である。公表期間はフォローアップ完了時（平成 27 年 3 月末予定）までとする。

### (6) 評価委員会の審議

①時 期	平成 24 年 1 月
②実施主体	都市計画部都市総務課（都市再生整備計画事業主管課）
③設置・運用方法	市が都市再生整備計画事業に関わる有識者を含む 5 名程度で構成する評価委員会を新たに設置する。まちづくりの観点から、都市再生整備計画事業に限定し、事業評価を行う。

### (7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定

①聴取方法	意見聴取の予定なし
-------	-----------

※（3）～（6）の検討以外に市町村で任意に有識者から意見聴取を予定する場合に記入

### (8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

①予算措置の状況	ア <input type="checkbox"/> 費用は発生しない イ <input checked="" type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ <input type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ <input type="checkbox"/> その他（ )
----------	--

都道府県名	千葉県
市町村名	船橋市
地区名	北習志野駅周辺地区
計画期間	平成 19 年度～平成 23 年度
作成者	部署 都市計画部 都市総務課
	役職 主 事
	氏名 伊 藤 大 輔
連絡先	TEL 047-436-2523
	FAX 047-436-2544
	E-mail tosomu@city.funabashi.chiba.jp